

令和2年第10回 千葉市選挙管理委員会定例会会議録

1 日 時	令和2年11月26日(木) 午前11時00分～午前11時35分					
2 場 所	千葉中央コミュニティセンター 7階 7-1会議室					
3 出席委員	委員長	大野 雄子	委員	田部井 宏明		
	委員	松戸 敏雄	委員	小松 由紀子		
4 出席書記	事務局長	石野 隆史	次長	清水 公嘉	次長補佐	宮本 寛
	主査	弘中 昭飛己	主査	鈴木 健司		
5 議 題	議案第 3 号	千葉市長選挙に係る政治活動用ポスターの掲示の規制について				
	報告第42号	議員の欠員通知について				
	報告第43号	公職選挙法施行規則及び日本国憲法の改正手続に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について				
	報告第44号	選挙管理委員会委員の異動について				
6 議事の概要	(1)議題 議案第 3 号 千葉市長選挙に係る政治活動用ポスターの掲示の規制について (議案第3号について、全委員異議なく、原案のとおり決定した。) 報告第42号 議員の欠員通知について (報告第42号について、報告があった。) 報告第43号 公職選挙法施行規則及び日本国憲法の改正手続に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について (報告第43号について、報告があった。) 報告第44号 選挙管理委員会委員の異動について (報告第44号について、報告があった。) (2)その他 ①選挙に関連する報道等について ②次回委員会について 次回、令和2年第11回定例会は、12月22日(火)午前10時から開会することで決定した。					

7 会議経過	(要約)
	議案第3号について 小松委員 「ポスター掲示の規制に違反した場合の罰則について。」 事務局 「2年以下の禁錮又は50万円以下の罰金に処せられる。」 大野委員長 「選挙期間中におけるポスター掲示の規制について。」 事務局 「選挙運動用ポスターを公営のポスター掲示場に掲示することは問題無いが、これを別の場所、民家の屏等に掲示することは違反となる。」 田部井委員 「対象となる候補者又は候補者となろうとする者について、どのように判断をするのか。」 事務局 「候補者とは立候補の届出をした者となる。また、候補者となろうとする者とは、法の解説によれば、立候補の意思を有している者や客観的に立候補の意思を有していると認められる者とされる。立候補の意思を表明した者、あるいは、市長用の証票を申請した者等が考えられるが、状況に応じて個別に判断していくこととなる。」 報告第42号について 松戸委員 「市長選挙が知事選挙と同時にする場合、若葉区では市議会議員の補欠選挙も併せて執行することになるが、知事選挙の日程が決まった後に、市の選挙日程を決定するのか。」 事務局 「そのように考える。」 ①選挙に関連する報道等について 田部井委員 「報道では現職の市議が市長選挙に、県議が知事選挙に立候補することとなるが、そうすると、市長、知事、県議が各1人、市議が2人で併せて5人について選挙を行なうこととなるのか。」 事務局 「市議の補欠選挙については現職が辞職する時期によって、選挙すべき人数が変わってくる。県議の補欠選挙については、現職が辞職する時期によって選挙が執行されるかどうかが変わってくる。知事選挙の告示日の前日までに辞職した場合には、知事選挙と併せて県議の補欠選挙を行なうこととなる。」 ②その他 小松委員 「初めて模擬選挙に参加したが、土地の利用方法について、政策を選択する大変良い試みである。選挙は大事なものであることを、子どもたちを通して大人にも周知を図ることができる。選挙は市民の権利の1つであることを教室でも触れる機会があると良いかと思う。是非また参加したいが、最近、新型コロナウイルス感染症が拡大傾向にあり、今後も模擬選挙が実施できるか心配である。」 事務局 「再び緊急事態宣言が発令された場合は自粛もやむを得ないと思う。模擬選挙の実施にあたっては、毎回、事前の打ち合わせを学校と行っており、感染防止対策も含めて内容を協議しているところである。今後の実施の判断については、感染状況の推移を踏まえ、学校とも相談をしながら検討することとしたい。」